経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」への対応についての再検討依頼（行政手続に関するもの）に対する回答

（注）6月4日までに提出のあった各府省の回答を記載しております。また、割り振りが「全省庁」となっている要望事項については、各府省庁の所管手続についての回答を記載しております。

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
同友会	21	収入印紙・収入証紙等	証紙等を購入するために行政機関に赴いたり、証紙等を貼付した書面の提出が必要にな ったりすることから、オンライン振込による手数料等の納付や印紙税等の廃止も含めた見直しを検討すべき ・ 契約書（電子契約書以外） ・ 手形（電子手形以外） ・ 屋外広告物の表示・設置許可申請等（手数料を証紙で納付するもの）		全省庁	1	書面・押印		【原子力規制庁】④手続きの特性に応じ、①又は②により対応する。また、書面による契約書については対応困難。 【防衛省】④会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】④「収入印紙の貼付」については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いします。 【消費者庁】④各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】③ 【金融庁】④回答困難（他省庁・地方公共団体の判断による） 【警察庁】④各都道府県公安委員会等における電子情報処理組織の整備等の状況を踏まえて検討する必要がある。	【原子力規制庁】（２）f○g○h○ 可能な限りeメール（PDF等で添付）による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、可能な限り後日送付を認める。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【消費者庁】（2）i（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【環境省】（２）f○g○h○ ③ 【金融庁】i○　所管省庁の解釈に即して対応。 【警察庁】（２）f× i 全国警察で各種手続のオンライン化を可能とする方策（システム整備等）について検討を開始した。 【外務省】当省において判断困難
同友会	23	補助金・政府研究開発プロジェクト（国プロ）の申請・応募	jGrants を利用可能な補助金の早期拡大や、国プロへの応募に関し、添付資料の提出を含め、完全電子化を図るべきである		全省庁	2	書面・押印		【宮内庁】④会計処理の電子化については，個々の省庁が個別に対応するものではないと考え，全省庁における統一的な方針の基，見直す場合には，適宜対応することとしたい。 【防衛省】② 【農水省】②・③・④ 令和２年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等について電子メールでの申請が可能であること（原本は事後に郵送）について周知することとする 【総務省】④　原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いします。 また、Jグランツについては、利用可能な補助金の早期拡大に努めております。 【国交省】④国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】④ eメールによる提出を認め、原本は事後送付 ・法的義務は主務官庁に従う。 【環境省】③ 【金融庁】④回答困難（他省庁・地方公共団体の判断による） 【経産省】④ 【厚労省】④個別の要望があれば検討することとしたい。	【宮内庁】（２）f○g×h× eメールでの提出が可能なものについては，認める。 【防衛省】ｆ○ｇ○ｈ○ 【農水省】f～h○ 【国交省】a ○ 一部補助金については、Jグランツを利用した電子申請が可能となっており、その旨の周知を実施する。その他補助金については、個別の要望に応じて検討することとしたい。 【外務省】（２）ｆ○ｇ○ｈ○ 　メール（PDF等で添付）による提出を認め，直ちに提出が困難なものは後日送付を認める。 【環境省】（２）f○g○h○ ③ 【金融庁】i○　所管省庁の解釈に即して対応。
同友会	26	官公庁の入札申請書類	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		全省庁	3	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞	【人事院】④ネットワークの更改に伴い実施環境に不具合が生じているため、改善され次第順次対応していく予定 【宮内庁】④会計処理の電子化については，個々の省庁が個別に対応するものではないと考え，全省庁における統一的な方針の基，見直す場合には，適宜対応することとしたい。 【原子力規制庁】②可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。 ③　②により難い場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【防衛省】③会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】④　政府電子調達システム（GEPS）の利用により、電子での入札が可能です。総務省としては、原則電子での入札対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。 【消費者庁】④各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】④国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】②，③外務省では印鑑証明書の添付を求めていない 【環境省】③ 【金融庁】④回答困難（他省庁・地方公共団体の判断による） 【経産省】④原則オンライン化（電子調達システム）を行う 【警察庁】①関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。 【厚労省】④厚生労働省では、政府電子調達システム（GEPS）の利用促進を進めているが、ネットワークの更改に伴い調達手続の際に不具合が生じていることから、改善され次第順次対応していく予定。なお、調達案件によっては、契約関係書類の郵送や電子メールでの提出も認めている。	【人事院】（１）a～d○（f～h○） 政府電子調達システム（GEPS）を利用することにより電子署名での入札等が可能となる。 【宮内庁】（１）a○b×c×d× オンライン手続きが可能な行政手続きを周知し，事業者の利用を促す。 （２）f○g×h×　eメールでの提出を認める。また，直ちに提出が困難なものについては，後日送付を認める。 【原子力規制庁】（２）f○g○h○ 可能な限りeメール（PDF等で添付）による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、可能な限り後日送付を認める。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】（１）a ○　引き続き個別の入札手続の機会を捉えて、政府電子調達システム（GEPS）による電子入札の周知を行って参ります。 b ×ｃ×ｄ× 【消費者庁】（2）i（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【国交省】＜物品・役務関係＞a～ｄ　○ 電子調達システム(GEPS)の利用より、電子での入札手続が可能です。 引き続き、電子調達システム(GEPS)の利用促進に努めて参ります。 <直轄工事関係>a～d○、f～h○ 入札への参加を希望する者に対し、入札公告において、望まない場合を除いて原則として、電子入札システム及び電子契約システム（以下「電子的なシステム」という。）を用いることを明示するとともに、各地方整備局等のＨＰにおいて電子的なシステムの案内を行っている。 また、インターネット利用のリスク（なりすまし等）を回避するために、利用者本人を特定するための電子証明を内蔵したＩＣカードと、ＩＣカードを読み込むためのＩＣカードリーダーを準備する必要がある。ＩＣカード発行に必要な書類、手続、費用及びサービス内容については、ＩＣカード発行元である民間認証局によって異なるところであるが、利用者の負担の少ない発行が可能となるよう検討してまいりたい。 なお、電子的なシステムの利用について、別途書面の提出を求めることはなく、利用者から使い勝手が悪い等のご意見は現在特に承っていないが、そのような場合であっても適切に対応できるように、ヘルプデスクを設置する、システムの定期改修を行う等、利用者の意見・要望を踏まえ、引き続き電子的なシステムの利用率向上に努めている。 電子的なシステムを利用できない者への対応についても以下のとおり対応してまいりたい。なお、紙による入札を行った者に対して不利な取扱いをしないこととしている。 ・書類の提出に当たって、メール等の活用が可能な範囲の拡充について引き続き検討する ・状況に応じて書類の提出期限をできるだけ長く確保するなど、従来の手続に縛られない柔軟な対応に努める ・書類の送付に当たって、メール等の活用が可能な範囲の拡充について引き続き検討する 【外務省】（１）a○b○c○d○（２）f○g○h○ 【環境省】（２）f○g○h○ ③ 【金融庁】i○ 所管省庁の解釈に即して対応。 【経産省】（１）a○b－c－d○ 原則オンライン化（電子調達システム）を行う （２）f○g－h－ 電子調達システムで対応していない場合且つ手続きによってはeメール（PDF等で添付）による提出を認める。 【警察庁】（１）e 関係省庁と調整の上検討する。 【厚労省】a○ｂ○ｃ○ｄ○先般の回答と同旨となるが、当省では、政府電子調達システム（GEPS）の利用促進を進めている。一方で、新型コロナウイルス感染予防の観点から、契約関係書類の郵送や電子メールでの提出を認めている。
同友会	52	地方公共団体への費用減免・補助金申請	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		全省庁	4	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞	【農水省】②・③・④ 令和２年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等について電子メールでの申請が可能であること（原本は事後に郵送）について周知することとする 【環境省】③	【農水省】f～h○ 【環境省】（２）f○g○h○ ③ 【外務省】当省において判断困難
同友会	48	指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		環境省	1	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞		

団体名	No.	要望事項（タイトル）	１．緊急的な対応の可否	
			各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
同友会	21	収入印紙・収入証紙等	【防衛省】③会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】③同左 【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【金融庁】④回答困難（他省庁・地方公共団体の判断による）	【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【消費者庁】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【金融庁】e〇　所管省庁の解釈に即して対応。 【外務省】当省において判断困難
同友会	23	補助金・政府研究開発プロジェクト（国プロ）の申請・応募	【宮内庁】③法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。 【農水省】②・③ 令和２年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等において押印に代わって自署でも可であることを周知することとする 【総務省】③同左 【国交省】③国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】② 法的義務は主務官庁に従う。 【環境省】③緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 【金融庁】④回答困難（他省庁・地方公共団体の判断による） 【経産省】③ 【厚労省】③個別の要望があれば検討することとしたい。	【宮内庁】a×b×c〇d× 押印がなくても書面が受け付けることが可能か検討し，適宜対応する。 【農水省】a〇 令和２年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等について、代表者から契約締結に係る代理権を与えられた使用人による署名でも受け付けることとする。 【国交省】a～d －　一部補助金については、Jグランツを利用した電子申請が可能となっており、その旨の周知を実施する。その他補助金については、個別の要望に応じて検討することとしたい。 【外務省】（1）b〇 　法令の条文で押印が求めることが規程されていないものは、押印がなくても書面を受け付けることとする。 【環境省】a〇b〇c〇d〇f× ③（緊急事態宣言期間後も、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。） 【金融庁】e〇　所管省庁の解釈に即して対応。 【防衛省】 a〇b〇c〇d -(該当なし)
同友会	26	官公庁の入札申請書類	【人事院】③ネットワークの更改に伴い実施環境に不具合が生じているため、改善され次第順次対応していく予定 【宮内庁】③法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】③可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難い場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【防衛省】④会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】③同左 【国交省】③国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】・契約書への押印は会計法第29条８第2項によるもの。 ・電子調達システム（府省共通）では、契約書の電子署名が可能 【環境省】③緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 【金融庁】④回答困難（他省庁・地方公共団体の判断による） 【警察庁】③関係省庁と調整の上検討する。 【厚労省】③当省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。	【人事院】a～d〇 既存の電子入札システムの利用促進を図っていく。 【宮内庁】a×b×c〇d× 押印がなくても書面が受け付けることが可能か検討し，適宜対応する。 【原子力規制庁】a〇 押印なしの文書での申請を認める。 【消費者庁】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】a〇、ｂ×、ｃ×、ｄ× 総務省としては、原則電子での入札対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。 【国交省】＜物品・役務関係＞a～d　－ ・法令に根拠があるものについては、所管省庁の判断に従う。 ・電子調達システム(GEPS)による電子契約の場合では、電子署名の利用が可能。 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、真正性担保は必要であり、会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要。 ＜直轄工事関係＞a〇、d〇、f〇 メール等の提出により手続を進め、押印された正本は後日提出で可能とするなど、従来の手続に縛られない柔軟な対応に努めている。 契約書については、会計法により押印を求めることが規定されているが、電子的なシステムを活用する場合は、契約事務取扱規則（大蔵省令）により電子署名及び認証業務に関する法律に基づく電子署名を用いることで押印を不要とすることができるため、引き続き電子的なシステムの利用促進を図って参りたい。 【外務省】（1）a〇b〇c〇d〇 【環境省】a〇b〇c〇d〇f× ③（緊急事態宣言期間後も、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。） 【金融庁】e〇 所管省庁の解釈に即して対応。 【警察庁】e 関係省庁と調整の上検討する。 【厚労省】a△ｂ-ｃ-ｄ-　一般的に電子認証を受けた電子入札であり、関係書類が適切に添付されているのであれば、押印不要と考える。その一方で、電子メール等を活用した提出であって、その真正性が担保できない書類等の取扱については、会計手続の統一的運用の観点からも全省庁統一的な判断・対応が必要と考える。
同友会	52	地方公共団体への費用減免・補助金申請	【農水省】②・③ 令和２年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等において押印代わって自署でも可であることを周知することとする 【環境省】③緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。	【農水省】a〇 令和２年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等について、代表者から契約締結に係る代理権を与えられた使用人による署名でも受け付ける旨を周知することとする。 【環境省】a〇b〇c〇d〇f× ③（緊急事態宣言期間後も、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。） 【外務省】当省において判断困難
同友会	48	指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届		

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して対面での対応（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
同友会	21	収入印紙・収入証紙等			【財務省】税制改正プロセスを経て、法令改正が必要なため、緊急的な対応は困難。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】政府全体での対応を踏まえ、必要な措置を講じる。 【文科省】変更なし
同友会	23	補助金・政府研究開発プロジェクト（国プロ）の申請・応募	【経産省】③		【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【経産省】補助金申請については、令和元年12月より一部補助金において補助金申請システム（Ｊグランツ1.0）の運用を開始し、同システムの活用により書面申請、押印、対面対応の撤廃を目指しているところ。 現在利用対象となっていない補助金についても、Jグランツ1.0の利用について検討中。 なお、Ｊグランツ1.0に対応していない補助金や対応できない事業者については、eメールによる提出を受け付け、後日正式な書類を郵送等により提出してもらい対応。 経済産業省が実施する研究開発プロジェクトの応募に際しても、応募書類のメールによる提出を可能としている。	【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【経産省】補助金申請については、令和元年12月より一部補助金において補助金申請システム（Ｊグランツ1.0）の運用を開始し、同システムの活用により書面申請、押印、対面対応の撤廃を目指しているところ。 現在利用対象となっていない補助金についても、Jグランツ1.0の利用について検討中。 なお、Ｊグランツ1.0に対応していない補助金や対応できない事業者については、eメールによる提出を受け付け、後日正式な書類を郵送等により提出してもらい対応。 経済産業省が実施する研究開発プロジェクトの応募に際しても、応募書類のメールによる提出を可能としている。 【文科省】変更なし
同友会	26	官公庁の入札申請書類			【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【金融庁】金融業界に取組みを要請、他省庁を含めた政府としての取組に協力 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし
同友会	52	地方公共団体への費用減免・補助金申請			【環境省】 （書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし
同友会	48	指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届			都道府県所管の条例等に基づく制度であると推察されるため、当該都道府県の担当部署へ御相談ください。	【環境省】都道府県所管の条例等に基づく制度であると推察されるため、当該都道府県の担当部署へ御相談ください。

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
同友会	49	東京都環境報告書	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		環境省	2	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞		
同友会	3-5	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・ 航空機の新規登録・名義変更手続に伴う航空局長押印済書面の受け渡し ・ ボイラー点検表の提出 ・ 空港制限区域立ち入り申請 ・ 航空従事者技能証明学科試験の申込 ・ 空港内の道路使用許可申請 ・ 公害防止管理者、廃棄物管理者等の市区町村への届出	航空法等	環境省	3	書面・押印	国土交通省 厚生労働省 警察庁 経済産業省 環境省	公害防止管理者法：②手続に必要な情報を入手できることを条件とする。 廃掃法：④廃棄物処理法における技術管理者の市区町村への変更の届出は法令上の義務ではないが、条例等において届出を求めているものもある。	公害防止管理者法：（2）f〇g×h× ②手続に必要な情報を入手できることを条件とする。 廃掃法：④廃棄物処理法における技術管理者の市区町村への変更の届出は法令上の義務ではないが、条例等において届出を求めているものもある。
同友会	19	財産調査等の官公庁から保険会社への照会のデジタル化・オンライン化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		金融庁 IT室	1	書面・押印		④保険会社への保険契約内容等の照会を含め、金融機関への預貯金等の照会等については、内閣官房IT総合戦略室の主導で関係省庁や金融機関と進めている検討を踏まえ、電子申請も可能とするべく準備を進める。	【金融庁】i〇 保険会社への保険契約内容等の照会を含め、金融機関への預貯金等の照会等については、内閣官房IT総合戦略室と共同で検討会を立ち上げ、関係省庁や金融機関と調整を進めているところである。 引き続き、検討会を加速化して行い、その内容の結果も踏まえ、電子申請も可能となるよう準備を進める。
同友会	2-1	電気事業法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続の簡素化・デジタル化 省エネ法に関する定期報告等の手続の簡素化・デジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・ 高圧ガス製造施設等変更許可申請（又は変更届・軽微変更届）（★） ・ 特定高圧ガス消費施設等変更届書（★） ・ 高圧ガス保安検査申請 ・ 危害予防規程届書 ・ 高圧ガス保安統括者・保安技術管理者等届書 ・ 特定高圧ガス取扱主任者届書 ・ 放射線取扱主任者選任（解任）届 ・ 放射線障害予防規程変更届 ・ 表示付認証機器使用変更届（★） ・ 許可使用に係る氏名等の変更届・軽微な変更に係る変更届 ・ 特定建築物届出事項変更届出（★） ・ 特定建築物年間管理計画・特定建築物年間管理実施報告届出 ・省エネ法に関する定期報告書、中長期計画書、法定責任者の選任/解任届などにおける調印対応 (下記、同友会補足) 省エネ法に関しては設備に関する申請等はなく、省エネ法に関する障壁としては、定期報告書、中長期計画書、法定責任者の選任/解任届などにおける調印対応が挙げられる。	電気事業法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）、高圧ガス保安法等	経済産業省	1	書面・押印	（★）は立会い等の対面も要する手続 経済産業省、原子力規制庁、厚生労働省	高圧ガス保安法関係：④都道府県等の自治体への申請に関しては、新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする旨、都道府県等の自治体に対し促す。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ※経済産業省への申請に関しては、当該報告書等をオンライン上で提出できる簡易申請ウェブサイトを新設し、書面申請の撤廃を図ることとする。当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。 省エネ法関係：① 電気事業法関係 <事業規制関係> ③新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付、ＦＡＸ、郵送等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ＜保安規制関係＞ ①④都道府県等の自治体への申請に関しては、新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする旨、都道府県等の自治体に対し促す。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ※経済産業省への申請に関しては、当該報告書等をオンライン上で提出できる簡易申請ウェブサイトを新設し、書面申請の撤廃を図ることとする。当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。	＜保安規制関係＞ f～h× I 都道府県等の自治体への申請に関するものであるため、＜前回の回答＞以上の対応は困難。 ＜省エネ法関係＞ a.〇　メールやＨＰ等での周知を行っている。 b.〇　報告書等提出のための電子システムの利用開始には押印済みの届け出書の提出が本来必要となるが、状況を勘案して押印原本の後日提出並びに電媒での書類提出を可としている。 c.〇　報告書の作成に当たっては作成支援ツールをHPからダウンロード可能となっており、利便性の高い書類作成が可能である。 d.〇　事業者の内規等によりオンライン提出が難しい事業者に対しては、（2）の緊急対応策として、f, g, h いずれの取り組みも行っている。なお、gについては定期報告書等の提出期限をオンラインの有無にかかわらず２か月延長している。
同友会	10	原産地証明取得手続のデジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		経済産業省	2	書面・押印		非特恵原産地証明書取得手続：①オンライン化を行う。（非特恵原産地証明書については、現在、オンライン申請・発給の開始に向けて日本商工会議所において準備を進めている。） 特定原産地証明書交付：④特定原産地証明書の申請手続については、すでに専用のシステムでの運用を実施済み。	非特恵原産地証明書取得手続：１．（2）f～h〇（非特恵原産地証明書については、現在、オンライン申請・発給の開始に向けて日本商工会議所において準備を進めている。） 特定原産地証明書交付：申請手続は、全てオンラインで行われています（利用率100%）。
同友会	18	商標権移転登録申請等のオンライン化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		経済産業省	3	書面・押印		⑤対応困難 商標権移転登録申請等の手続をオンライン化するためには法令の改正やシステムの改修が必要となるため、緊急的な対応は困難。	f×g×h×i〇 商標移転登録に当たっては、登録免許税法に基づき、登録免許税を納付して頂く必要があるが、当該納付にかかるシステム構築ができていないため、申請時に収入印紙又は銀行等での領収証書の原本の貼付が必要であることから、eメールでの提出やオンライン提出は困難。 また、確認済証の電子交付については、上記理由により紙で提出された申請書に記載されたメールアドレスを入力する必要があるが、タイプミスすることによる個人情報漏洩のリスクがあり、ダブルチェック体制の構築が困難。
同友会	34	電気事業法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続 省エネ法にかかる申請手続	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき (下記、同友会補足) 省エネ法に関しては設備に関する申請等はなく、省エネ法に関する障壁としては、定期報告書、中長期計画書、法定責任者の選任/解任届などにおける調印対応が挙げられる。	電気事業法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）、高圧ガス保安法等	経済産業省	4	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞	<事業規制関係> ③新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付、ＦＡＸ、郵送等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ＜保安規制関係＞ ④：都道府県等の自治体への申請に関しては、新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする旨、都道府県等の自治体に対し促す。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ※経済産業省への申請に関しては、当該報告書等をオンライン上で提出できる簡易申請ウェブサイトを新設し、書面申請の撤廃を図ることとする。当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。 省エネ法関係：①	＜事業規制関係＞ (2)f〇g〇h〇 fについて 文書をPDF等によって添付する形でeメールでの提出を認める。 gについて 電気事業法において「遅滞なく」提出することとされている下記届出について、 新型コロナウィルス感染症の影響により必要な事務作業が行えない等の場合には、そのような事情が解消した後、押印された文書を可及的速やかに提出いただくことで、遅滞なく提出したものと取り扱うことも認める。 対象届出：発電事業届、電気工作物変更届、特定自家用電気工作物設置届 hについて 事前に施行文書はメールにて送付し、後日原本を郵送する。 ＜保安規制関係＞ f～h× I 都道府県等の自治体への申請に関するものであるため、＜前回の回答＞以上の対応は困難。 ＜省エネ法関係＞ a.〇　メールやＨＰ等での周知を行っている。 b.〇　報告書等提出のための電子システムの利用開始には押印済みの届け出書の提出が本来必要となるが、状況を勘案して押印原本の後日提出並びに電媒での書類提出を可としている。 c.〇　報告書の作成に当たっては作成支援ツールをHPからダウンロード可能となっており、利便性の高い書類作成が可能である。 d.〇　事業者の内規等によりオンライン提出が難しい事業者に対しては、（2）の緊急対応策として、f, g, h いずれの取り組みも行っている。なお、gについては定期報告書等の提出期限をオンラインの有無にかかわらず２か月延長している。
同友会	41	個別許可申請の原本証明書への許可申請権限保有者印	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		経済産業省	5	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞	④既にオンライン化に対応。	＜外為法関係＞ (1)a.〇 b.× c.× d.〇 (2)f.〇 g.〇 h.× 既にオンライン化に対応済。内容変更又は有効期間の延長に係る申請においては、申請書への押印が難しい場合、理由書の添付をもって押印を不要としている。また、許可条件の履行について、履行期限の一律の延長を実施。
同友会	40	特別一般包括許可	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき	外国為替及び外国貿易法	経済産業省	6	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞	④既にオンライン申請のみ受け付け。	＜外為法関係＞ (1)a.〇 b.× c.× d.× 既にオンライン申請のみ受け付け。

団体名	No.	要望事項（タイトル）	１．緊急的な対応の可否 各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
同友会	49	東京都環境報告書		
同友会	3-5	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	公害防止管理者法：①後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を認める。 廃掃法：④廃棄物処理法における技術管理者の市区町村への変更の届出は法令上の義務ではないが、条例等において届出を求めているものもある。	公害防止管理者法： a〇b×c×d〇 ①後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を認める。 廃掃法：④廃棄物処理法における技術管理者の市区町村への変更の届出は法令上の義務ではないが、条例等において届出を求めているものもある。
同友会	19	財産調査等の官公庁から保険会社への照会のデジタル化・オンライン化	【金融庁】③法令に根拠のない金融機関からの回答文書への押印については、押印を廃止する又は求めないこととする方向で検討（訴訟における証拠能力等の観点も踏まえた検討が必要）	【金融庁】a〇,b〇,c×,d× 法令に根拠のない金融機関からの回答文書への押印については、押印を廃止する又は求めないこととする方向で検討（訴訟における証拠能力等の観点も踏まえた検討が必要）
同友会	2-1	電気事業法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続の簡素化・デジタル化 省エネ法に関する定期報告等の手続の簡素化・デジタル化	高圧ガス保安関係：③都道府県等の自治体への申請に関しては、新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（１）及び（２）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする旨、都道府県等の自治体に対し促す。 （１）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （２）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ※経済産業省への申請に関して、新設する簡易申請ウェブサイトは法人認証基盤（GビズID）を利用することとし、当該窓口を通じて提出された申請・報告等については押印不要とする。当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。 省エネ法関係：① 電気事業法関係 ＜事業規制関係＞ ③新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（１）及び（２）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付、ＦＡＸ、郵送等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 （１）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （２）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ＜保安規制関係＞ ③都道府県等の自治体への申請に関しては、新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（１）及び（２）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする旨、都道府県等の自治体に対し促す。 （１）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （２）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ※経済産業省への申請に関して、新設する簡易申請ウェブサイトは法人認証基盤（GビズID）を利用することとし、当該窓口を通じて提出された申請・報告等については押印不要とする。当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。	＜保安規制関係＞ a～d× e 都道府県等の自治体への申請に関するものであるため、＜前回の回答＞以上の対応は困難。 ＜省エネ法関係＞ a.˜ c. × 該当なし d. 〇 状況を鑑み、事業者の対応が難しい場合は押印済み原本は後日改めて提出としたうえで、押印がない書類についても受け付ける。
同友会	10	原産地証明取得手続のデジタル化	非特恵原産地証明書取得手続：③非特恵原産地証明書について押印は求めていない 特定原産地証明書交付：③特恵原産地証明書について押印は求めていない	非特恵原産地証明書取得手続：非特恵原産地証明書について押印は求めていない 特定原産地証明書交付：特恵原産地証明書について押印は求めていない
同友会	18	商標権移転登録申請等のオンライン化		
同友会	34	電気事業法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続 省エネ法にかかる申請手続	＜事業規制関係＞ ③新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（１）及び（２）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付、ＦＡＸ、郵送等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 （１）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （２）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ＜保安規制関係＞ ③：都道府県等の自治体への申請に関しては、新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（１）及び（２）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする旨、都道府県等の自治体に対し促す。 （１）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （２）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ※経済産業省への申請に関して、新設する簡易申請ウェブサイトは法人認証基盤（GビズID）を利用することとし、当該窓口を通じて提出された申請・報告等については押印不要とする。当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。 省エネ法関係：①	＜事業規制関係＞ a×b×c〇d× 新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（１）及び（２）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付、ＦＡＸ、郵送等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 （１）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （２）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ＜保安規制関係＞ a～d× e 都道府県等の自治体への申請に関するものであるため、＜前回の回答＞以上の対応は困難。 ＜省エネ法関係＞ a.˜ c. × 該当なし d. 〇 状況を鑑み、事業者の対応が難しい場合は押印済み原本は後日改めて提出としたうえで、押印がない書類についても受け付ける。
同友会	41	個別許可申請の原本証明書への許可申請権限保有者印	③個別許可申請（電子申請）の添付書類である原本証明書は、緊急的な対応として、運用上これを押印なしで受け取ることとしている。	＜外為法関係＞ (1)a.〇 b.× c.× d.〇 (2)f.〇 g.〇 h.× 個別許可申請（電子申請）の添付書類である原本証明書は、緊急的な対応として、運用上これを押印なしで受け取ることとしている。内容変更又は有効期間の延長に係る申請においては、申請書への押印が難しい場合、理由書の添付をもって押印を不要としている。
同友会	40	特別一般包括許可	③特別一般包括許可申請は2019年4月より電子申請のみ受け付けており、添付書類にも申請者の押印が必要な文書はない。	＜外為法関係＞ (1)a.〇 b.× c.× d.× 既にオンライン申請のみ受け付け。

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して対面での対応（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
同友会	49	東京都環境報告書			都道府県所管の条例等に基づく制度であると推察されるため、当該都道府県の担当部署へ御相談ください。	【環境省】都道府県所管の条例等に基づく制度であると推察されるため、当該都道府県の担当部署へ御相談ください。
同友会	3-5	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	公害防止管理者法：①、③ 廃掃法：④廃棄物処理法における技術管理者の市区町村への変更の届出は法令上の義務ではないが、条例等において届出を求めているものもある。	公害防止管理者法： a〇b×c〇 ①、③ 廃掃法：④廃棄物処理法における技術管理者の市区町村への変更の届出は法令上の義務ではないが、条例等において届出を求めているものもある。	公害防止管理者法：法令に基づく手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 廃掃法：技術管理者が設置されているのかの確認を行う際には今般の状況に鑑み合理的な対応を行うよう自治体に周知する。	公害防止管理者法：法令に基づく手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 廃掃法：地方公共団体が独自に行っている手続きについても郵送、電子メール等を利用した提出の活用及び添付書類の受付の柔軟化を積極的に推進されたいこと、押印がない書類については、署名その他の方法により本人確認ができる場合には真正なものとして取り扱われたいことを周知。（「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について（通知）（令和2年5月15日付け環循適発第2005152号環循規発2005151号）」）
同友会	19	財産調査等の官公庁から保険会社への照会のデジタル化・オンライン化				
同友会	2-1	電気事業法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続の簡素化・デジタル化 省エネ法に関する定期報告等の手続の簡素化・デジタル化	高圧ガス保安法関係 ④都道府県等の自治体への申請に関しては、都道府県等の自治体に対し、電話や郵送によって対応することを促す。 ※経済産業省への申請に関しては、対面での対応は求めていない。 電気事業法関係 <事業規制関係> ※対面対応を必要としていない。 ＜保安規制関係＞ ④ 都道府県等の自治体への申請に関しては、都道府県等の自治体に対し、電話や郵送によって対応することを促す。 ※経済産業省への申請に関しては、対面での対応は求めていない。	＜保安規制関係＞ a～c × d 都道府県等の自治体への申請に関するものであるため、＜前回の回答＞以上の対応は困難。 ＜省エネ法関係＞該当なし		
同友会	10	原産地証明取得手続のデジタル化	非特恵原産地証明書取得手続：①電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(非特恵原産地証明書については、現在、オンライン申請・発給の開始に向けて日本商工会議所において準備を進めている。） 特定原産地証明書交付：③ 電話や郵送によって対応する。（特定原産地証明書は全国２６カ所の事務所で書面にて発給し、窓口での手交も行っていたが、４月１７日に窓口業務を停止し、全面的に郵送での交付に切り替えを実施済み。）	非特恵原産地証明書取得手続：４．a〇、b〇、c〇（(非特恵原産地証明書については、現在、オンライン申請・発給の開始に向けて日本商工会議所において準備を進めている。） 特定原産地証明書交付：４．ｃ〇　現在、オンライン上で郵送による交付を選択できるので、対面の必要はありません。	非特恵原産地証明書取得手続：一部主要商工会議所において、郵送による申請や発給の対応を行ってる。	非特恵原産地証明書取得手続：郵送による申請や発給の対応を進める。
同友会	18	商標権移転登録申請等のオンライン化				
同友会	34	電気事業法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続 省エネ法にかかる申請手続	<事業規制関係> ※対面対応を必要としていない。 ＜保安規制関係＞ ④都道府県等の自治体への申請に関しては、都道府県等の自治体に対し、電話や郵送によって対応することを促す。 ※経済産業省への申請に関しては、対面での対応は求めていない。	<事業規制関係> 対面対応を必要としていない。 ＜保安規制関係＞ a～c × d 都道府県等の自治体への申請に関するものであるため、＜前回の回答＞以上の対応は困難。 ＜省エネ法関係＞該当なし		
同友会	41	個別許可申請の原本証明書への許可申請権限保有者印	④既にオンラインでの申請対応	a.-d.× e.オンライン以外では郵送での申請を受け付けており、対面での対応は必ずしも求めてはいない。		
同友会	40	特別一般包括許可	④既にオンラインでの申請対応	＜外為法関係＞ a.-d.× e.既にオンライン申請のみ受け付けており、対面での対応は必ずしも求めていない。		

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
同友会	3-4	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・ 航空機の新規登録・名義変更手続に伴う航空局長押印済書面の受け渡し ・ ボイラー点検表の提出 ・ 空港制限区域立ち入り申請 ・ 航空従事者技能証明学科試験の申込 ・ 空港内の道路使用許可申請 ・ 公害防止管理者、廃棄物管理者等の市区町村への届出	航空法等	経済産業省	7	書面・押印	国土交通省 厚生労働省 警察庁 経済産業省 環境省	公害防止管理者法：②（手続に必要な情報を入手できることを条件とする。）	公害防止管理者法：（2）f○g×h× ②手続に必要な情報を入手できることを条件とする。
同友会	20	道路使用許可申請のオンライン化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		警察庁	1	書面・押印		④現在、一部の都道府県警察において、既に、電子申請が可能である。 他の都道府県警察については、現行法上、電子申請を導入することは可能であるものの、例えば、都道府県が整備している電子申請に係るシステムを活用するなどのために必要となる費用の予算措置、申請者にとって負担とならない方法等、諸課題について検討した上で、対応を検討する必要があると考える。	（1）a○ 既に電子申請が可能である一部の都道府県警察については、各都道府県警察のホームページ上で電子申請が可能である旨の周知を図る。 （2）f× i 全国警察で各種手続のオンライン化を可能とする方策（システム整備等）について検討を開始した。
同友会	30	営業車の車庫証明	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		警察庁	2	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞	④現在、ほぼ全ての都道府県警察において、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第４条第１項に規定する申請を、電子申請で行うことが可能である。	（1）a○ 各都道府県警察ホームページ上において、電子申請が可能である旨の周知を図る。
同友会	59	自動車運転免許の更新時講習	対面受講が求められる法定講習を、オンライン受講可能にすべきである		警察庁	3	対面	＜法定講習＞		
同友会	3-3	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・ 航空機の新規登録・名義変更手続に伴う航空局長押印済書面の受け渡し ・ ボイラー点検表の提出 ・ 空港制限区域立ち入り申請 ・ 航空従事者技能証明学科試験の申込 ・ 空港内の道路使用許可申請 ・ 公害防止管理者、廃棄物管理者等の市区町村への届出	航空法等	警察庁	4	書面・押印	国土交通省 厚生労働省 警察庁 経済産業省 環境省	④現在、一部の都道府県警察において、既に、電子申請が可能である。 他の都道府県警察については、現行法上、電子申請を導入することは可能であるものの、例えば、都道府県が整備している電子申請に係るシステムを活用するなどのために必要となる費用の予算措置、申請者にとって負担とならない方法等、諸課題について検討した上で、対応を検討する必要があると考える。	（1）a○ 既に電子申請が可能である一部の都道府県警察については、各都道府県警察のホームページ上で電子申請が可能である旨の周知を図る。 （2）f× i 全国警察で各種手続のオンライン化を可能とする方策（システム整備等）について検討を開始した。
同友会	50	安全運転管理者・副安全運転管理者	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		警察庁	5	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞	安全運転管理の届出 ④現在、一部の都道府県警察において、既に、電子届出が可能である。 他の都道府県警察については、現行法上、電子申請を導入することは可能であるものの、例えば、都道府県が整備している電子申請に係るシステムを活用するなどのために必要となる費用の予算措置、申請者にとって負担とならない方法等を検討した上で、対応を検討する必要があると考える。	（1）a〇 既に電子申請が可能である一部の都道府県警察については、各都道府県警察のホームページ上で電子申請が可能である旨の周知を図る。 （2）f× i 全国警察で各種手続のオンライン化を可能とする方策（システム整備等）について検討を開始した。
同友会	2-2	電気事業法、省エネ法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続の簡素化・デジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・ 高圧ガス製造施設等変更許可申請（又は変更届・軽微変更届）（★） ・ 特定高圧ガス消費施設等変更届書（★） ・ 高圧ガス保安検査申請 ・ 危害予防規程届書 ・ 高圧ガス保安統括者・保安技術管理者等届書 ・ 特定高圧ガス取扱主任者届書 ・ 放射線取扱主任者選任（解任）届 ・ 放射線障害予防規程変更届 ・ 表示付認証機器使用変更届（★） ・ 許可使用に係る氏名等の変更届・軽微な変更に係る変更届 ・ 特定建築物届出事項変更届出（★） ・ 特定建築物年間管理計画・特定建築物年間管理実施報告届出	電気事業法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）、高圧ガス保安法等	原子力規制庁	1	書面・押印	（★）は立会い等の対面も要する手続 経済産業省、原子力規制庁、厚生労働省	②で対応可能。	【原子力規制庁】（2）f○g○h○ 可能な限りeメール（PDF等で添付）による提出を認める。
同友会	2-3	電気事業法、省エネ法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続の簡素化・デジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・ 高圧ガス製造施設等変更許可申請（又は変更届・軽微変更届）（★） ・ 特定高圧ガス消費施設等変更届書（★） ・ 高圧ガス保安検査申請 ・ 危害予防規程届書 ・ 高圧ガス保安統括者・保安技術管理者等届書 ・ 特定高圧ガス取扱主任者届書 ・ 放射線取扱主任者選任（解任）届 ・ 放射線障害予防規程変更届 ・ 表示付認証機器使用変更届（★） ・ 許可使用に係る氏名等の変更届・軽微な変更に係る変更届 ・ 特定建築物届出事項変更届出（★） ・ 特定建築物年間管理計画・特定建築物年間管理実施報告届出	電気事業法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）、高圧ガス保安法等	厚生労働省	1	書面・押印	（★）は立会い等の対面も要する手続 経済産業省、原子力規制庁、厚生労働省	< 特定建築物について> ④建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）第5条第３項に基づく特定建築物の届出事項に係る変更届について、届書の様式は各都道府県等において、その実情に応じて定めることとなっており、厚生労働省として判断できない。 特定建築物年間管理計画及び特定建築物年間管理実施報告届出は、法令や通知等により提出を義務づけておらず、厚生労働省として判断できない。	<特定建築物について＞ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）第５条第３項に基づく特定建築物の届出事項に係る変更届及び第11条に基づく報告（特定建築物年間管理計画及び特定建築物年間管理実施報告届出）は都道府県の事務であり、従来から書面や押印の取扱いについて法令上定めているものではないが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各自治体の判断により、報告等に際して、ＰＤＦ等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認めることや必ずしも押印を求めないことなど、書面提出・押印の要否について柔軟な取扱いを行うよう改めて周知する。
同友会	4	医薬品の承認時の適合性書面調査のオンライン化（★）	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		厚生労働省	2	書面・押印	＜医薬・医療関連＞ （★）は立会い等の対面も要する手続	⑤申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境が整っていないため（郵送可）	ｉ申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境を構築するためには、費用も時間もかかるため実施は困難である。代替的対応として郵送で対応することを認める。
同友会	5	医薬品の再審査申請時の適合性書面調査のオンライン化（★）	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		厚生労働省	3	書面・押印	＜医薬・医療関連＞ （★）は立会い等の対面も要する手続	⑤申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境が整っていないため（郵送可）	ｉ申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境を構築するためには、費用も時間もかかるため実施は困難である。代替的対応として郵送で対応することを認める。
同友会	6	サーベイランス審査のデジタル化（★）	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。	医薬品医療機器等法	厚生労働省	4	書面・押印	＜医薬・医療関連＞ （★）は立会い等の対面も要する手続	⑤申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境が整っていないため（郵送可）	ｉ申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境を構築するためには、費用も時間もかかるため実施は困難である。代替的対応として郵送で対応することを認める。
同友会	7	製造販売承認申請書等（押印、収入印紙、銀行振込記録の貼付含む）、治験計画届書等（治験計画変更届、治験終了届書、治験中止届書、開発中止届書を含む）、安全性定期報告書、治験不具合等報告、原薬等登録原簿関係（原薬等登録原簿登録申請書など）手続のオンライン化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		厚生労働省	5	書面・押印	＜医薬・医療関連＞	⑤申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境が整っていないため（郵送可）	ｆ×ｇ×ｈ× ｉ申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境を構築するためには、費用も時間もかかるため実施は困難である。代替的対応として郵送で対応することを認める。

団体名	No.	要望事項（タイトル）	1．緊急的な対応の可否	
			各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
同友会	3-4	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	公害防止管理者法：①（後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を認める。）	公害防止管理者法： a○b×c×d○ ①後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を認める。
同友会	20	道路使用許可申請のオンライン化		
同友会	30	営業車の車庫証明	③現在、ほぼ全ての都道府県警察において、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第４条第１項に規定する申請を、電子申請で行うことが可能であり、その場合、押印等は不要である。	e 左記のとおり
同友会	59	自動車運転免許の更新時講習		
同友会	3-3	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化		
同友会	50	安全運転管理者・副安全運転管理者	②	a 左記のとおり
同友会	2-2	電気事業法、省エネ法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続の簡素化・デジタル化	①で対応済み。	【原子力規制庁】b○ 省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面について、既に押印がなくても書面を受け付けることとしている。
同友会	2-3	電気事業法、省エネ法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続の簡素化・デジタル化	＜特定建築物について＞ ④建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）第5条第３項に基づく特定建築物の届出事項に係る変更届について、届書の様式は各都道府県等において、その実情に応じて定めることとなっており、厚生労働省として判断できない。 　特定建築物年間管理計画及び特定建築物年間管理実施報告届出は、法令や通知等により提出を義務づけておらず、厚生労働省として判断できない。	<特定建築物について> 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）第５条第３項に基づく特定建築物の届出事項に係る変更届及び第11条に基づく報告（特定建築物年間管理計画及び特定建築物年間管理実施報告届出）は都道府県の事務であり、従来から書面や押印の取扱いについて法令上定めているものではないが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各自治体の判断により、報告等に際して、ＰＤＦ等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認めることや必ずしも押印を求めないことなど、書面提出・押印の要否について柔軟な取扱いを行うよう改めて周知する。
同友会	4	医薬品の承認時の適合性書面調査のオンライン化（★）		
同友会	5	医薬品の再審査申請時の適合性書面調査のオンライン化（★）		
同友会	6	サーベイランス審査のデジタル化（★）		
同友会	7	製造販売承認申請書等（押印、収入印紙、銀行振込記録の貼付含む）、治験計画届書等（治験計画変更届、治験終了届書、治験中止届書、開発中止届書を含む）、安全性定期報告書、治験不具合等報告、原薬等登録原簿関係（原薬等登録原簿登録申請書など）手続のオンライン化		

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して対面での対応（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
同友会	3-4	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	公害防止管理者法：①、③	公害防止管理者法： a〇b×c〇 ①、③	公害防止管理者法：法令に基づく手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。	公害防止管理者法：法令に基づく手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。
同友会	20	道路使用許可申請のオンライン化				
同友会	30	営業車の車庫証明				
同友会	59	自動車運転免許の更新時講習	⑤現時点では、都道府県警察において更新時講習をオンラインで行うシステムが無いことから、直ちに実施することは困難である。	b〇 新型コロナウイルス感染症対策として、更新期限までに申出があれば、更新・運転可能期間を一定期間延長する措置を実施している。		
同友会	3-3	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化				
同友会	50	安全運転管理者・副安全運転管理者				
同友会	2-2	電気事業法、省エネ法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続の簡素化・デジタル化	③で対応済み。	【原子力規制庁】a〇 既に対面以外での対応を可能としている。		
同友会	2-3	電気事業法、省エネ法、高圧ガス保安法等にかかる設備の申請手続の簡素化・デジタル化				
同友会	4	医薬品の承認時の適合性書面調査のオンライン化（★）	③ 電話や郵送によって対応する	d 郵送による対応を行う。		
同友会	5	医薬品の再審査申請時の適合性書面調査のオンライン化（★）	③ 電話や郵送によって対応する	d 郵送による対応を行う。		
同友会	6	サーベイランス審査のデジタル化（★）	③ 電話や郵送によって対応する	d 郵送による対応を行う。		
同友会	7	製造販売承認申請書等（押印、収入印紙、銀行振込記録の貼付含む）、治験計画届書等（治験計画変更届、治験終了届書、治験中止届書、開発中止届書を含む）、安全性定期報告書、治験不具合等報告、原薬等登録原簿関係（原薬等登録原簿登録申請書など）手続のオンライン化				

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
同友会	8	医薬品部会用資料の厚労省搬入の廃止	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		厚生労働省	6	書面・押印	＜医薬・医療関連＞	④代替手段として郵送による搬入を特例的に認めている。また、現行、部会自体はペーパーレスで実施している。	f×g×h× ⅰ医薬品部会の資料の機密性、容量の大きさの関係からオンライン・eメールによる環境を構築するためには、費用も時間もかかるため、資料搬入は困難である。代替手段として郵送で資料を搬入することを認めており、その旨を企業へお知らせし、郵送での搬入を促す。
同友会	9	GCP 適合性調査結果通知書、製造販売承認書等のデジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		厚生労働省	7	書面・押印	＜医薬・医療関連＞	⑤申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境が整っていないため（郵送可）	ⅰ申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境を構築するためには、費用も時間もかかるため実施は困難である。代替的対応として郵送で対応することを認める。
同友会	12	雇用調整助成金の申請手続の簡素化・デジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		厚生労働省	8	書面・押印	＜雇用関連＞	①５月２０日よりオンライン申請の受付を開始予定	
同友会	14	社会保険の資格得喪手続のオンライン化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		厚生労働省	9	書面・押印	＜雇用関連＞	②保険者が健康保険組合の場合、eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ※保険者が全国健康保険協会の場合、事業主が日本年金機構へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可能。	【保険者が健康保険組合の場合】f 【保険者が全国健康保険協会の場合】 a○b―c―d―　GビズIDを活用した電子申請の利用促進について政府広報や関係団体を通じた周知を行ったほか、電子申請申請を利用していない一定の事業所に対して、電話や文書等による徹底した利用勧奨を行う。
同友会	16	高年齢雇用継続給付申請のデジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		厚生労働省	11	書面・押印	＜雇用関連＞	④オンライン化済み	a○b×c×d×（高年齢雇用継続給付の申請については、オンライン手続可能となっているので、その周知により利用促進を図る。）
同友会	17	衛生管理者による職場巡視の８割テレワーク下における頻度緩和（通常：週１回以上）	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。	労働安全衛生規則	厚生労働省	12	書面・押印	＜雇用関連＞		
同友会	27	就業規則（変更）届	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		厚生労働省	13	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞	④電子申請での提出も可能となっている。	a○b×c×d×　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電子申請を利用するようリーフレットを作成し、経済団体に要請を行ったとともに、労働基準監督署等において引き続き周知していく。
同友会	32	医薬品等の製造販売承認申請書等	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		厚生労働省	14	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞	⑤申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境が整っていないため（郵送可）	ⅰ申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境を構築するためには、費用も時間もかかるため実施は
同友会	33	人材開発支援助成金支給申請	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		厚生労働省	15	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞		
同友会	36	労働保険関連手続	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		厚生労働省	16	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞	＜労災保険給付関係＞ ④労災保険給付関係については、事後送付等の添付書類の簡素化や電子申請を認めている。 ＜労働保険料の申告・徴収関係＞ ④労働保険関係の主要手続について、電子申請を認めている。	＜労災保険給付関係＞ a○b○c―d○　労災保険給付関係については、電子申請・郵送での対応を認めており、改めて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、その旨を各労働局から機会を捉えて周知を図ったところである。また、申請時に添付書類の不備等があったとしても、その場で申請を受理し、事後送付（郵送のほか、Eメールでの送付も可能）を認めることとしている。 ＜労働保険料の申告・徴収関係＞ a○　b―　c―d×　e労働保険関係の主要手続については、すでに電子申請に対応しており、eメールや簡易な申請ウェブサイトの構築は費用対効果等の面から予定していない。
同友会	42	薬価算定基準にかかる手続	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		厚生労働省	17	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞	②、③eメールでの提出や事後送付で対応可能なものは、その方法の提出を認めている。	f○g○h○　eメールでの提出等、電子媒体での対応を検討する。
同友会	43	医薬品・医療機器の製造販売承認・認証申請、変更申請等 製造販売業許可・更新申請、変更届	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		厚生労働省	18	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞	⑤申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境が整っていないため（郵送可）	ⅰ申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境を構築するためには、費用も時間もかかるため実施は困難である。代替的対応として郵送で対応することを認める。
同友会	44	GMP 適合性調査申請、医薬品等外国製造業者認定申請等	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		厚生労働省	19	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞	⑤申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境が整っていないため（郵送可）	ⅰ申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境を構築するためには、費用も時間もかかるため実施は困難である。代替的対応として郵送で対応することを認める。
同友会	3-2	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・ 航空機の新規登録・名義変更手続に伴う航空局長押印済書面の受け渡し ・ ボイラー点検表の提出 ・ 空港制限区域立ち入り申請 ・ 航空従事者技能証明学科試験の申込 ・ 空港内の道路使用許可申請 ・ 公害防止管理者、廃棄物管理者等の市区町村への届出	航空法等	厚生労働省	22	書面・押印	国土交通省 厚生労働省 警察庁 経済産業省 環境省		
同友会	3-1	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・ 航空機の新規登録・名義変更手続に伴う航空局長押印済書面の受け渡し ・ ボイラー点検表の提出 ・ 空港制限区域立ち入り申請 ・ 航空従事者技能証明学科試験の申込 ・ 空港内の道路使用許可申請 ・ 公害防止管理者、廃棄物管理者等の市区町村への届出	航空法等	国土交通省	1	書面・押印	国土交通省 厚生労働省 警察庁 経済産業省 環境省	【空港制限区域立ち入り申請】 ②国管理空港については、平成31年度以降、順次、メールによるオンライン申請ができる環境を構築済み。 【航空従事者技能証明学科試験の申込】 ④申請書のeメール（PDF等で添付）による提出を仮申請として認め、後日郵送で申請書を受付（収入印紙の納付の確認を含む）。）	【空港制限区域立ち入り申請】について f〇 平成31年度以降、メールによる申請に移行済み。各空港事務所において、書面申請を継続している事業者に対してメールによる手続きが可能であることを再周知する。 【航空従事者技能証明学科試験の申込】 f..申請書のeメール（PDF等で添付）による提出を仮申請として認め、後日郵送で申請書を受付（収入印紙の納付の確認を含む。）することととしており、その旨の周知を図る。

団体名	No.	要望事項（タイトル）	１．緊急的な対応の可否	
			各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
同友会	8	医薬品部会用資料の厚労省搬入の廃止		
同友会	9	GCP 適合性調査結果通知書、製造販売承認書等のデジタル化		
同友会	12	雇用調整助成金の申請手続の簡素化・デジタル化	③雇用調整助成金の記名押印欄について、署名による申請も可能とする予定.	
同友会	14	社会保険の資格得喪手続のオンライン化	① 保険者が健康保険組合の場合、法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ※保険者が全国健康保険協会の場合、原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。	【保険者が健康保険組合の場合】a－b－c－d○ 【保険者が全国健康保険協会の場合】a○b○c－d－ ・事業主が提出する書類で押印・署名がないものも支障がない限り原則として受け付けは行う取扱いとする。 ・本年４月より、資格の取得・喪失や報酬月額、賞与など主要な届出についてGビズIDを活用したIDパスワード方式による電子申請を導入した。
同友会	16	高年齢雇用継続給付申請のデジタル化	③署名による申請も可能としている。	a－b○c－d－（原則として、押印無しでも受け付けることとする。）
同友会	17	衛生管理者による職場巡視の８割テレワーク下における頻度緩和（通常：週１回以上）		
同友会	27	就業規則（変更）届	③労働基準法施行規則第49条第２項に基づき、署名での提出は可能となっている。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。	a～ｄ×e○　現行上も、電子申請によれば、押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。また、記名のみでの届出を認めてしまうと、36協定等は雇用関係において重要な労働条件を定める性質をもつ届出であるにもかかわらず、押印の手続を省略することで第三者等からの虚偽の届出が行われる懸念があり、ひいては労使間の合意の有無が確認できず、長時間労働による重大な健康障害や労働災害等が生じる可能性があるため。 f×　民間電子認証サービスでは、文書内容の真正性に疑義が生じる可能性があるため、現行どおり、電子署名法の電子署名を用いて提出してもらう。
同友会	32	医薬品等の製造販売承認申請書等	① 国に提出する申請等に限り、法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。	a×b〇c〇d× b. c 省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面については、原則押印を求めないこととし、押印が無い理由を様式備考欄への記載又は理由書の提出等によって求めるとともに、平常の社会活動に戻った場合には、代表者等の印が押印された申請書や届出等への差替えを求める等、必要な対応を行うこととする。
同友会	33	人材開発支援助成金支給申請	③新型コロナウイルス感染予防等の影響により期限までに申請書を提出できない場合、理由書を添付することでコロナの影響終了後まで申請を猶予している。	a○b－c－d－（原則として、押印無しでも受け付けることとする。）
同友会	36	労働保険関連手続	＜労災保険給付関係＞ ③労災保険給付関係については、押印がないものについても受け付けている。 ＜労働保険料の申告・徴収関係＞ ③労働保険関係の手続については、一部手続について「記名押印又は署名」を求めており署名であれば押印は不要としている。	＜労災保険給付関係＞ a－b－c○d－ ＜労働保険料の申告・徴収関係＞ a○b－c－d－
同友会	42	薬価算定基準にかかる手続	③押印がない資料をeメールや郵便で送付してもらい、押印した資料が準備できたら事後的に郵送等で提出してもらう運用としている。	a○b－c－d－ 申請書の様式に係る押印を求めないこととし、押印欄の廃止の改正を行う。
同友会	43	医薬品・医療機器の製造販売承認・認証申請、変更申請等 製造販売業許可・更新申請、変更届	① 国に提出する申請等に限り、法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。	a×b〇c〇d× b. c 省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面については、原則押印を求めないこととし、押印が無い理由を様式備考欄への記載又は理由書の提出等によって求めるとともに、平常の社会活動に戻った場合には、代表者等の印が押印された申請書や届出等への差替えを求める等、必要な対応を行うこととする。
同友会	44	GMP 適合性調査申請、医薬品等外国製造業者認定申請等	①国に提出する申請等に限り、法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。	a×b〇c〇d× b. c 省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面については、原則押印を求めないこととし、押印が無い理由を様式備考欄への記載又は理由書の提出等によって求めるとともに、平常の社会活動に戻った場合には、代表者等の印が押印された申請書や届出等への差替えを求める等、必要な対応を行うこととする。
同友会	3-2	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化		
同友会	3-1	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	【空港制限区域立ち入り申請】 ③法令に根拠があるものの、押印以外の方法で申請者を特定することが出来れば受け付けることとする。	【空港制限区域立ち入り申請】について a〇 押印は、法令上の根拠はないので、押印以外の方法で申請者を特定することが出来れば、受け付けることとする。また、押印原則の撤廃について、関係者に周知する。

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して対面での対応（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
同友会	8	医薬品部会用資料の厚労省搬入の廃止	③電話や郵送によって対応する。	d 代替的手段として郵送での資料を搬入することを認めており、その旨を企業へお知らせし、郵送での搬入を促す。		
同友会	9	GCP 適合性調査結果通知書、製造販売承認書等のデジタル化				
同友会	12	雇用調整助成金の申請手続の簡素化・デジタル化				
同友会	14	社会保険の資格得喪手続のオンライン化				
同友会	16	高年齢雇用継続給付申請のデジタル化				
同友会	17	衛生管理者による職場巡視の８割テレワーク下における頻度緩和（通常：週１回以上）	⑤衛生管理者の職務は、総括安全衛生管理者の職務のうち、衛生に関する技術的な具体的事項について管理することとなっている。また、少なくとも毎週１回は作業現場などを巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならないことになっている。職場で勤務している労働者がいる以上、職場巡視の頻度を緩和することは、労働者の健康障害に影響を及ぼす恐れがあることから、本件の規制緩和は適当ではないと考える。	a×b×c×d○ 職場で勤務する労働者のため、職場巡視の頻度を緩和することは、労働者の健康障害に影響を及ぼすおそれがあることから、本件の規制緩和は適当ではないと考える。また、作業現場などを巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講ずる必要があることから、その全てをオンラインで実施することは技術的に困難である。		
同友会	27	就業規則（変更）届				
同友会	32	医薬品等の製造販売承認申請書等				
同友会	33	人材開発支援助成金支給申請				
同友会	36	労働保険関連手続				
同友会	42	薬価算定基準にかかる手続				
同友会	43	医薬品・医療機器の製造販売承認・認証申請、変更申請等 製造販売業許可・更新申請、変更届				
同友会	44	GMP 適合性調査申請、医薬品等外国製造業者認定申請等				
同友会	3-2	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化			労働安全衛生法令において、ボイラー点検表の提出は不要	
同友会	3-1	航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	【空港制限区域立ち入り申請】 ④国管理空港においては、講習受講の留保、ソーシャルディスタンスを確保するため、少人数による多頻度実施により対応。 なお、制限区域立入承認証の交付については、セキュリティ上、対面による交付が前提となる。	【空港制限区域立ち入り申請】について b○ 車両運転講習については、受講留保により、対面機会を削減している。 d× 　車両運転試験については、公正に実施するため、緊急対策としての改善は困難であり、ソーシャルディスタンスの確保により実施することとしている。なお、実現に向けた検討を行うこととする。 d× 　立入承認書の物理的な交付については、管理責任者に一括して交付するなど対面が最小限となる方法で行っている。	【航空機登録関係】 航空機登録に係る手続きにおいて、「航空局長押印済書面の受け渡し」は行っていないため、事実誤認。 なお、コロナ感染症対策の観点から、既に、郵送及びメールでの申請手続きを実施しているところ。	

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
同友会	31	宅建業・建設業・建築士法の各変更届、住宅瑕疵担保確定届	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき （同友会補足） 住宅瑕疵担保確定届出は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条に基づく、いわゆる基準日届出を指している。	宅建業法、建設業法、建築士法	国土交通省	2	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞	【宅建業】 ④宅地建物取引業の免許申請については、平成19年９月より、オンライン申請による受付を開始したが、利用率が極めて低調であったことから、運用経費を共同で負担する都道府県の厳しい財政事情等を踏まえ、平成23年12月をもって中止している。電子申請の再開については、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、関係公共団体の意向を把握したうえで、対応を検討してまいりたい。 【建設業】 ④建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和４年度内の運用開始に向けて検討を行っています。 【建築士法の各変更届】 ④その他（現行制度上、電子申請が可能である。 なお、申請の受付について、 ・建築士事務所登録・更新等については都道府県、 ・一級建築士に係る登録等については指定機関、 ・二級・木造建築士に係る登録等については都道府県 に、それぞれ電子申請または郵送による受付を最大限活用するよう関係団体へ通知済み。） 【特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条・第12条に基づく基準日届出】 ②eメール（PDF等で添付）による提出を認める。	【宅建業】 ｆ:○ ・eメールでの提出を可能とする。 ・変更の届出等に際して、必要な書類の一部が不足している場合であっても申請を受領することとし、不足した書類は後日送付を認めるなど柔軟な運用を行うことを認めることとする。 ｇ:○ 変更の届出等に際して、必要な書類の一部が不足している場合であっても申請を受領することとし、不足した書類は後日送付を認めるなど柔軟な運用を行うことを認めることとする。 ｈ:○ 免許行政庁から申請者に対して交付する書類には宅地建物取引業者免許証があるが、これについて、事業者が希望する場合は、eメールによる送付を認めることとする。 【建設業】 f：○ ・eメールでの提出を可能とする。 ・必要な書類が十分に整わない場合であっても、許可の更新の申請を受領することとし、許可の更新期限を迎える者が書類の不足を理由に許可が失効しないよう、柔軟な運用を行うこととする。（5/29付け課長通知で措置済み） g：○ 決算報告について、株主総会の承認などを受けていないものであっても、受け付けることとする等、柔軟に対応することとする。（5/29付け課長通知で措置済み） ｈ：○ 許可行政庁から事業者に送付する許可通知については、事業者が希望する場合は、eメールによる送付を認めることとする。 【建築士法の各変更届】 f○オンライン等（eメールにPDF等で添付含む）による提出の受付を最大限認めるよう関係機関へ要請を行っている。 【特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条・第12条に基づく基準日届出】 f○g○h× コロナ対応の緊要性を考慮し、原則として、eメール等による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、後日送付を認め、また提出期限についても柔軟に対応する。
同友会	51	チャーター便運航に関わる計画書・報告書の提出	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		国土交通省	3	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞		
同友会	11	租税条約届出のデジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		財務省	2	書面・押印		②④非居住者等が租税条約届出書の原本を提出することが困難な場合には、非居住者等からメール等により受領した源泉徴収義務者が当該届出書（事後的に原本の提出が必要）を出力したものを税務署に提出することが可能。 また、事後的に租税条約届出書及び還付請求書を税務署に提出することで、租税条約による税の減免を受けることも可能。 なお、税務署への郵送による提出も可能。	(2)f○g×h×i× 非居住者等が租税条約届出書の原本を提出することが困難な場合には、非居住者等からメール等により受領した源泉徴収義務者が当該届出書（事後的に原本の提出が必要）を出力したものを税務署に提出することを可能とした。
同友会	29	租税条約届出書	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		財務省	3	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞ ＜再掲＞	（還付請求に係る委任状について） ③印鑑証明書等が必要となるのは、還付請求書に基づく還付金の受取人が代理人である場合に、本来の受取人の還付金受領権限の代理人への委任事実（委任状の正当性）を確認するためであり、他の方法でこれを確認できれば不要。	(2)f○g×h×i×　⊠付書類として印鑑証明書等が必要となるのは、還付請求書に基づく還付金の受取人が代理人である場合に、本来の受取人の還付金受領権限の代理
同友会	37-2	陳述書、事情届（給与差押）	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		財務省	4	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞ 法務省、財務省	④具体的なニーズを踏まえて対応を検討（本件手続については、電子申請の利用件数が僅少であること等から平成24年にオンライン利用対象から除いた経緯あり）。	(2)f○g×h×i○　⊠象手続の範囲及び納税者が正確かつ簡便に利用可能な仕組み等を考慮しつつ、予算措置を前提に、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用し
同友会	13	納税通知書のデジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		総務省	1	書面		⑤：対応困難 法人住民税や法人事業税等の法人の申告税目については、令和元年10月から地方税共通納税システム稼働したeLTAXにおいて、電子申告及び電子納税が可能となっている。 賦課税目については、納税者からの申告がなく、課税庁である地方団体が税額を決定し賦課する仕組みであり、電子申告された情報を基に電子納税を可能としている申告税目とは異なる。また、納税通知書等の情報について複数団体分をまとめて電子的に送信する仕組みは現在ない。 納税通知書等のデジタル化や地方税共通納税システムの対象税目の賦課税目への拡大については、申告税目と賦課税目の違いを踏まえた納税者側の環境整備やeLTAX及び地方団体の大規模なシステム改修が必要となり、直ちに当分の間の取り扱いとして実施することは困難である。	（２）f×g○h× 納付期限については、各地方団体に対し柔軟な対応を依頼している。
同友会	1	消防法にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 ・ 危険物施設変更許可申請（★） ・ 危険物施設品名、数量又は指定数量の倍数変更届出 ・ 少量危険物貯蔵・取扱開始（変更・廃止）届出（品名、数量変更等含む）（★） ・ 指定可燃物貯蔵・取扱開始（変更・廃止）届出（★） ・ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出（★） ・ 危険物保安監督者選任（解任）届出（防火防災関連） ・ 消防計画変更届出 ・ 防火・防災管理者選任（解任）届出 ・ 防火対象物点検結果報告 ・ 防災管理点検結果報告 ・ 消防用設備等点検結果報告書 ・ 管理権原者変更届出書 ・ 自衛消防組織変更届出 ・ （特殊）消防用設備等設置届出（★） ・ 火を使用する設備等の設置（変更）届出（★）	消防法	総務省	2	書面・押印	（★）は立会い等の対面も要する手続	④可能な限りeメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。	（２）f○g○h○ 下記の対応について、各消防本部に要請する通知を発出した。 ・消防法令に基づき、各消防本部等に対し提出することとされている申請書等については、可能な限り電子メール、電子申請等により受け付けること。 ・押印については、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取り扱うこと。 ・防火対象物の点検の延期等
同友会	47	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき	地方税法	総務省	3	書面	＜法令等の定めによるもの＞	①：オンライン化を行う。 ・「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」については、すでにeLTAXでの送信に対応済である。	【総務省】（１）a○b～d× オンライン手続の周知を図り、利用を慫慂する。
同友会	54	業務実施方法書変更届	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき	電波法	総務省	4	書面・押印	＜法令等の定めによるもの＞	②eメール（PDF等で添付）による提出を認める。	（２） f○g×h○
同友会	60	危険物取扱従事者の危険物保安講習	対面受講が求められる法定講習を、オンライン受講可能にすべきである	消防法	総務省	5	対面	＜法定講習＞		
同友会	61	防火・防災管理者として業務を行うために必要な講習	対面受講が求められる法定講習を、オンライン受講可能にすべきである	消防法	総務省	6	対面	＜法定講習＞		

団体名	No.	要望事項（タイトル）	1．緊急的な対応の可否 各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
同友会	31	宅建業・建設業・建築士法の各変更届、住宅瑕疵担保確定届	【宅建業】 ③申請書類等書面の押印については、政府全体の方針も踏まえつつ、免許事務をともに行う地方公共団体の意見を聞きながら、手続きの在り方について検討を進めてまいります。 【建設業】 ③建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和４年度内の運用開始に向けて検討を行っているところです。 また、申請書類等書面の押印については、政府全体の方針も踏まえつつ、許可事務をともに行う地方公共団体の意見を聞きながら、手続きの在り方について検討を進めてまいります。 【建築士法の各変更届】 ③その他（現行制度上、電子申請が可能であり、その場合は押印についても電子署名で代替されている。 なお、申請の受付について、 ・建築士事務所登録・更新等については都道府県、 ・一級建築士に係る登録等については指定機関、 ・二級・木造建築士に係る登録等については都道府県 に、それぞれ電子申請または郵送による受付を最大限活用するよう関係団体へ通知済み。） 【特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条・第12条に基づく基準日届出】 ①法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。	【宅建業】 ｂ :○ 法令の条文で押印を求めることが規定されておらず、省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面については、押印がなくても書面を受け付けることとする。 ※確認の結果、a,c,dは該当なし。 【建設業】 ａ：○ 5/22に貴会議より示された基準（２．押印原則の見直しの基準について）に従い、ガイドラインにおける様式を根拠として、押印を求めている手続については、押印を求めないこととする。 ｂ：○、ｃ：○ 5/22に貴会議より示された基準（３．行政手続等の類型毎の対応方針 ④業法）に従い、本人確認のために押印を求める必要性が比較的大きいと考えられる、新規の許可申請等でない手続（継続的な関係の中での手続である、更新申請や変更届出等）については、押印を求める意味合いが比較的小さいと考えられるため、押印を省略することを可能とする。 【建築士法の各変更届】 a○ 建築士法の各変更届については、法令上押印を求めていないが、運用上押印を求めている書類があるため、押印がなくても原則として書面を受け付けるよう要請を行う。 ※押印の根拠：無し 【特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条・第12条に基づく基準日届出】 c○ コロナ対応の緊要性を考慮し、押印の代替手段を講じることで、原則として押印がなくても文書を受け付けるものとする。 ※押印の根拠：特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第５条に基づく別記第一号様式及び別記第一号の二様式、同規則第16条に基づく別記第七号様式及び別記第七号の二様式
同友会	51	チャーター便運航に関わる計画書・報告書の提出		
同友会	11	租税条約届出のデジタル化	①法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	ｄ　法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
同友会	29	租税条約届出書	（租税条約届出書について） ①法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	ｄ　法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
同友会	37-2	陳述書、事情届（給与差押）	①法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	ｄ　法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
同友会	13	納税通知書のデジタル化		
同友会	1	消防法にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	③臨時的措置として、当面の間は、 法令に根拠があるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。	a〇b〇c〇d× 押印については、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取扱う旨、各消防本部に対し、要請する通知を発出した。
同友会	47	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書		
同友会	54	業務実施方法書変更届	③押印することに代えて署名とすることが可能。	a〇
同友会	60	危険物取扱従事者の危険物保安講習		
同友会	61	防火・防災管理者として業務を行うために必要な講習		

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して対面での対応（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
同友会	31	宅建業・建設業・建築士法の各変更届、住宅瑕疵担保確定届				
同友会	51	チャーター便運航に関わる計画書・報告書の提出			・要望にある内容は求めていない。 ・メールへのPDFファイルの添付及び郵送等の提出により対応している。	・要望にある内容は求めていない。 ・メールへのPDFファイルの添付及び郵送等の提出により対応している。
同友会	11	租税条約届出のデジタル化				
同友会	29	租税条約届出書			租税条約届出書の提出（代理提出を含む。）に関しては、印鑑証明書等は不要。	
同友会	37-2	陳述書、事情届（給与差押）				
同友会	13	納税通知書のデジタル化				
同友会	1	消防法にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化				
同友会	47	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書				
同友会	54	業務実施方法書変更届				
同友会	60	危険物取扱従事者の危険物保安講習	④新型コロナウイルス感染症対策により講習を受けられなかった場合においても、消防法上の違反処理を行わない旨を通知済み。 さらに、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。	a×b〇c× 新型コロナウイルス感染症対策により講習を受けられなかった場合においても、消防法上の違反処理を行わない旨を通知済み。 さらに、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。		
同友会	61	防火・防災管理者として業務を行うために必要な講習	④新型コロナウイルス感染症対策により講習を受けられなかった場合においても、消防法上の違反処理を行わない旨を通知済み。 さらに、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。	a×b〇c× 新型コロナウイルス感染症対策により講習を受けられなかった場合においても、消防法上の違反処理を行わない旨を通知済み。 さらに、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。		

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
同友会	38	市区町村・都税事務所による個別社員の給与調査	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		総務省		書面	<法令等の定めによるもの>	⑤：対応困難 給与等照会の電子化については、現時点では照会を電子的に行う仕組みが存在しないため、直ちに当分の間の取り扱いとして実施することは困難である。 なお、給与等照会に係る統一様式については、平成31年１月にとりまとめられており、地方団体に対し統一様式の使用を要請しているところ。	（２）f×g○h× 照会の提出期限については、各地方団体に対し柔軟な対応を依頼している。
同友会	15	就労証明書のデジタル化・保育所入所手続のオンライン化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口に提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。		内閣府 厚生労働省	1	書面・押印	<雇用関連> 内閣府・厚生労働省 →内閣府で回答	①保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	a○b○c△d△ 保育所の利用申込等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。５月19日には、市区町村に対し、市区町村においてマイナポータル上でのオンライン申請を積極的に活用すること、住民に対してオンライン申請の利用を促す等の対応も検討することを事務連絡で依頼した。
同友会	22	司法手続	交付送達の原則により在宅での対応が不可能なため、オンラインでの確認も可能にすべきである。		法務省	1	書面・押印		⑤　送達とは、裁判所が、当事者その他の訴訟関係人に対し、法定の方式に従い、訴訟上の書類の内容を了知させ、又はこれを交付する機会を与えるための通知行為である。訴訟手続は訴訟行為の積み重ねによって形成されていくため、それが相手方に了知される必要がある上、後行行為の基礎としての安定性のためにも、その通知が確実にされ、かつ、その証拠を保存することが必要である。その証拠として、送達報告書の作成が必要となる。 なお、送達すべき書類は、名宛人に到達することにって訴訟上重大な効果が発生するもの（訴状、判決書、期日の呼出状等）に限定されている。現行法の下においては、送達報告書の代替手段はない。	（２） ｉ☒改正が必要となるため、緊急対応をすることは困難である。
同友会	53	登記・記載事項変更届	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		法務省	5	書面・押印	<法令等の定めによるもの>		
同友会	37-1	陳述書、事情届（給与差押）	実印の押印・印鑑証明書の添付が求められてきたところ、デジタル技術の進展を踏まえ、電子署名・電子認証等による真正性の保証を広く認めるべき		法務省	6	書面・押印	<法令等の定めによるもの> 法務省、財務省	⑤　民事執行手続において、差押命令の送達を受けた第三債務者が執行裁判所に対してする差押えに係る債権の存否等に関する陳述（民事執行法第147条第１項）及び第三債務者がいわゆる執行供託をするときに執行裁判所に届け出る事情（同法第156条第３項）について、書面でしなければならないとする法律上の規定はないが、最高裁判所規則において、書面でしなければならない旨の規定がある（民事執行規則第135条第２項、第138条第１項）。当該規則をつかさどるのは法務省ではないため、電磁的記録による代替の可否の検討を含め、法務省において緊急的に対応することは困難である。	（２） ｉ 最高裁規則の改正が必要となるため、法務省において緊急対応をすることは困難である。

団体名	No.	要望事項（タイトル）	1．緊急的な対応の可否	
			各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
同友会	38	市区町村・都税事務所による個別社員の給与調査		
同友会	15	就労証明書のデジタル化・保育所入所手続のオンライン化		
同友会	22	司法手続	④　交付送達をした郵便局員が作成する送達報告書（民事訴訟法第109条）について、送達書類の直接の交付を受けた者の押印を必要とする法律上の規定はなく、送達事務を行うのは法務省ではないため、電子署名等による代替の可否の検討を含め、法務省において緊急的に対応することは困難である。 　なお、上記送達報告書の様式は、日本郵便株式会社の各種請求書類等様式集（内国郵便関係）で定められており、それによれば、送達書類の直接の交付を受けた者の署名又は押印のいずれかで足りるとされている。	e 送達事務を行うのは法務省ではなく、送達報告書の様式は日本郵便株式会社の各種請求書類等様式集（内国郵便関係）で定められているため、法務省において緊急対応をすることは困難である。
同友会	53	登記・記載事項変更届	③現在の制度においても，オンライン申請において添付書面を電磁的記録により作成する場合は，当該書面の作成者（認証を要するものは作成者及び認証者）が電子署名を付与し，電子証明書を併せて送信することになるところ，この場合は実印の押印及び印鑑証明書の添付は不要です。	【商業登記】 添付書面に相当する電磁的記録への電子署名については，本月１５日から，特定の事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスに基づくものであることを条件に，商業登記の添付書面情報に利用する電子署名として許容することとしたほか，電子署名の要件緩和については，法務省令を改正し，令和２年度中に実施する予定です。
同友会	37-1	陳述書、事情届（給与差押）	④　民事執行手続において、差押命令の送達を受けた第三債務者が執行裁判所に提出する陳述書（民事執行法第147条第１項）及び第三債務者がいわゆる執行供託をするときに執行裁判所に提出する事情届（同法第156条第３項）について、押印を必要とする法律上の規定はないが、最高裁判所規則において、裁判所に提出すべき書面には当事者が記名押印するものとする旨の一般的な規定がある（民事執行規則第15条の2の準用する民事訴訟規則第2条第1項）。当該規則をつかさどるのは法務省ではないため、電子署名等による代替の可否の検討を含め、法務省において緊急的に対応することは困難である。 　なお、これらの陳述書及び事情届について、実印の押印及び印鑑証明書の添付を必要とする法令上の規定はなく、実務上も実印の押印及び印鑑証明書の添付は必要とはされていないものと承知している。	e 最高裁規則の改正が必要となるため、法務省において緊急対応をすることは困難である。

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して対面での対応（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
同友会	38	市区町村・都税事務所による個別社員の給与調査				
同友会	15	就労証明書のデジタル化・保育所入所手続のオンライン化				
同友会	22	司法手続	⑤　送達の確実性に鑑み、受送達権者に対する直接の交付が必要となる。なお、裁判所に対し、送達場所及び送達受取人の届出（民事訴訟法第104条第1項）を行うことにより、これらを指定することができる。	d 法改正が必要となるため、緊急対応をすることは困難である。		
同友会	53	登記・記載事項変更届				
同友会	37-1	陳述書、事情届（給与差押）				